

伊東市議会の品位の保持に関する決議

地方議会は地方自治体の本旨に基づき、日本国憲法で定められた議事機関であります。選挙により選ばれた議員各位にあっては、言論の府たる議会の秩序を守るべき職責を負うことは言うまでもありません。

今般、平成20年3月定例会において、一部不穏当な発言があり、関係各位に多大なる迷惑をおかけしたこと及び名誉を傷つけたことについて、まずもって陳謝申し上げます。

よって、本市議会は、議員各位の発言にあっては、地方自治法第132条並びに伊東市議会会議規則第56条及び第147条の精神を体し、議会の品位を保持することを、強く決意するものです。

以上、決議する。

平成20年3月21日

伊 東 市 議 会